

◎佐賀県条例第23号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市町立の中学校及び小学校の</u>校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員</p> <p>2 略</p> <p>(給料表)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が県教育委員会（以下</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市町立の中学校、小学校及び義務教育学校の</u>校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事務職員</p> <p>2 略</p> <p>(給料表)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>別表第5から別表第8までに定め</u></p>

改正前	改正後
<p>「教育委員会」という。)と協議して定める。</p> <p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条 略</b> 2～5 略</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、<u>同日前1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>7 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給</u>(その職務の級が、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。)第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳に達した職員(人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。)に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間</u>にお</p>	<p>る等級別基準職務表に定めるとおりとし、これらの表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で、人事委員会が県教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議して定めるものは、<u>それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p> <p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条 略</b> 2～5 略</p> <p>6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、<u>同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</u><u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u></p> <p>7 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給</u>(その職務の級が、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。)第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳に達した職員(人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。)に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、<u>同項前段に規定する期間</u>に</p>

改正前	改正後
<p>るその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>9～12 略 (勤勉手当)</p> <p><b>第21条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第17項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 略 (義務教育等教員特別手当)</p> <p><b>第21条の2</b> 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 略</p> <p><b>別表第2</b>（第5条関係） 中学校・小学校教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>	<p>おけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>9～12 略 (勤勉手当)</p> <p><b>第21条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第17項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 略 (義務教育等教員特別手当)</p> <p><b>第21条の2</b> 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 略</p> <p><b>別表第2</b>（第5条関係） 中学校・小学校教育職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div>

改正前	改正後																
<p>備考 1 この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第1の適用を受ける者を除く。）に適用する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第4（第5条関係） 略</p>	<p>備考 1 この表は、中学校、<u>小学校及び義務教育学校</u>に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第1の適用を受ける者を除く。）に適用する。</p> <p>2 略</p> <p>別表第4（第5条関係） 略</p> <p>別表第5（第5条関係） 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1169 643 2018 1129"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1 県立学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務 2 県立学校の実習教諭、実習教師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1 県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 県立学校の主任寄宿舎指導員又は副主任寄宿舎指導員の職務</td> </tr> <tr> <td>特2級</td> <td>県立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>県立学校の副校長又は教頭の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>県立学校の校長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6（第5条関係） 中学校・小学校教育職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1169 1225 2018 1369"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	1 県立学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務 2 県立学校の実習教諭、実習教師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	2級	1 県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 県立学校の主任寄宿舎指導員又は副主任寄宿舎指導員の職務	特2級	県立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	3級	県立学校の副校長又は教頭の職務	4級	県立学校の校長の職務	職務の級	標準的な職務	1級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
職務の級	標準的な職務																
1級	1 県立学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務 2 県立学校の実習教諭、実習教師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務																
2級	1 県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 県立学校の主任寄宿舎指導員又は副主任寄宿舎指導員の職務																
特2級	県立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務																
3級	県立学校の副校長又は教頭の職務																
4級	県立学校の校長の職務																
職務の級	標準的な職務																
1級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務																

改正前	改正後																										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 276 1317 376">2級</td> <td data-bbox="1326 276 2011 376">中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 376 1317 477">特2級</td> <td data-bbox="1326 376 2011 477">中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 477 1317 561">3級</td> <td data-bbox="1326 477 2011 561">中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 561 1317 617">4級</td> <td data-bbox="1326 561 2011 617">中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務</td> </tr> </table> <p data-bbox="1137 630 1444 662"><b>別表第7</b>（第5条関係）</p> <p data-bbox="1384 671 1798 703">行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 715 1317 762">職務の級</th> <th data-bbox="1326 715 2011 762">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 762 1317 818">1級</td> <td data-bbox="1326 762 2011 818">定型的な業務を行う主事の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 818 1317 919">2級</td> <td data-bbox="1326 818 2011 919">高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 919 1317 967">3級</td> <td data-bbox="1326 919 2011 967">事務主任の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 967 1317 1067">4級</td> <td data-bbox="1326 967 2011 1067">1 事務長の職務 2 困難な業務を処理する事務主任の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1067 1317 1123">5級</td> <td data-bbox="1326 1067 2011 1123">困難な業務を処理する事務長の職務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1123 1317 1171">6級</td> <td data-bbox="1326 1123 2011 1171">統括事務長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1137 1182 1444 1214"><b>別表第8</b>（第5条関係）</p> <p data-bbox="1384 1224 1798 1256">医療職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 1267 1317 1315">職務の級</th> <th data-bbox="1326 1267 2011 1315">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1315 1317 1370">1級</td> <td data-bbox="1326 1315 2011 1370">技師の行う職務</td> </tr> </tbody> </table>	2級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	特2級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	3級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	職務の級	標準的な職務	1級	定型的な業務を行う主事の職務	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	3級	事務主任の職務	4級	1 事務長の職務 2 困難な業務を処理する事務主任の職務	5級	困難な業務を処理する事務長の職務	6級	統括事務長の職務	職務の級	標準的な職務	1級	技師の行う職務
2級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務																										
特2級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務																										
3級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務																										
4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務																										
職務の級	標準的な職務																										
1級	定型的な業務を行う主事の職務																										
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務																										
3級	事務主任の職務																										
4級	1 事務長の職務 2 困難な業務を処理する事務主任の職務																										
5級	困難な業務を処理する事務長の職務																										
6級	統括事務長の職務																										
職務の級	標準的な職務																										
1級	技師の行う職務																										

改正前	改正後	
	2 級	高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
	3 級	1 主任学校栄養職員又は副主任学校栄養職員の職務 2 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
	4 級	相当困難な業務を処理する主任学校栄養職員又は副主任学校栄養職員の職務
	5 級	困難な業務を処理する主任学校栄養職員の職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(勤勉手当に関する経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例第21条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「勤務の状況」とあるのは、「勤務の状況又はその者の基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績」とする。